

お知らせ

小規模事業者及び新規開業事業者等の方へ

北海道では、小規模事業者及び新規開業者等に対する受注機会の確保・拡大のため、小規模事業者及び新規開業者等向けの物品の供給に係る見積参加の申込みを受け付けております。

道の入札参加資格がない事業者で道立学校の物品購入に係る定時見積に参加する場合は、次のとおり見積参加申込みが必要となりますので注意願います。

記

1 対象事業者の要件

- (1) 物品の購入契約並びに印章の製造又は印刷物の製造の請負契約に係る競争入札参加資格を有しない事業者であること。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものを除く。)
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出義務を履行していること。(当該届出の義務がない場合を除く。)
- (3) 道内に本店(個人にあつては当該個人及び事業所の住所をいう。以下同じ。)を有する事業者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する事業者であること。

小規模事業者	常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者
新規開業者等	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、物品の供給事業を新たに開始した事業者で、事業開始後1年未満の事業者

2 対象となる契約

随意契約

3 申請方法

(1) 提出書類

- ア 物品の供給に係る見積参加申込書
- イ 社会保険等適用除外申出書(社会保険の届出義務がない場合のみ提出)
- ウ 誓約書

(2) 申請受付期間

随時(ただし開庁日の9時から17時までの間とします。)

(3) 申請書等の配布及び申請先

068-8550

岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

電話: 0126-20-0142

※申請書は北海道教育庁空知教育局のホームページからもダウンロードできます。